

保護者の皆様へ

貝塚市教育委員会  
教育長 鈴木 司郎  
貝塚市立第四中学校  
校長 藤野 信治

インフルエンザによる出席停止報告書について

これまでインフルエンザと診断された場合、出席停止期間を終えて登校するには、病院に受診し、「登校許可書」（医師による意見書）等の提出をお願いしてきました。しかし、今年度については、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、貝塚市医師会・貝塚市教育委員会との協議の結果、別紙「出席停止報告書」を保護者のみなさまにより記入、提出いただくことにより意見書に代えるものいたします。（来年度以降の対応は、あらためて通知いたします。）

なお、登校につきましては、以下の基準や、早見表をご参照の上、出席停止期間を厳守していただきますようお願いいたします。

◆インフルエンザの出席停止期間

症状が出た日を「0日」とカウントし、翌日から5日間、かつ解熱後2日間（幼児は3日間）は出席停止となります。

●インフルエンザ出席停止期間早見表●

少なくとも、発症した後5日を経過するまで出席停止となり、加えて解熱した日によって期間は延期されます。  
★発症日（0日目）は病院に受診した日ではなく、38度程度の明らかな発熱が始まった日です。

最長基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症後0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後						
								発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目			
小・中学生	例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	出席停止				登校可能		
	例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	出席停止				登校可能		
	例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止				登校可能		
	例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止				登校可能	
	例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止				登校可能
幼児	例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	出席停止				登園可能		
	例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	出席停止				登園可能		
	例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	出席停止				登園可能	
	例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	出席停止				登園可能
	例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	出席停止			

※他の学校感染症（麻疹（はしか）、風疹（3日はしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎、百日咳、プール熱など）については、これまで通り、登校許可書（医師による意見書）等の提出をお願いいたします。

※学校生活においては、感染症の拡大の防止が非常に大切ですので、今後ご理解ご協力をお願いいたします。出席停止日数等、ご不明な点があれば、学校までご連絡ください。